

# 八尾市次世代育成支援行動計画(後期)案

平成 22 年(2010 年)1 月

八 尾 市



# 目次

<b>第 I 章</b>	<b>計画策定の趣旨</b> .....	<b>1</b>
1.	計画策定の背景 .....	1
2.	計画の位置づけ .....	2
3.	計画策定の体制 .....	3
4.	計画対象 .....	5
5.	計画期間 .....	5
<b>第 II 章</b>	<b>八尾の子育てを取り巻く現状</b> .....	<b>6</b>
1.	人口・世帯の状況 .....	6
2.	人口動態 .....	9
3.	就業の状況 .....	11
4.	住まいの状況 .....	12
<b>第 III 章</b>	<b>計画の理念と基本方向</b> .....	<b>14</b>
1.	理念 .....	14
2.	基本的な視点 .....	15
3.	市民・行政等の役割 .....	16
4.	基本方向 .....	17
5.	重点課題 .....	19
<b>第 IV 章</b>	<b>施策の展開</b> .....	<b>21</b>
1.	安心子育てができるような子育て支援・保健サービスの充実 .....	22
2.	地域で支える、地域が主体の子育てのしくみづくり .....	33
3.	健やかでたくましく育ち、生きる力を身につけた人づくり .....	38
4.	子どもにやさしいまちづくり .....	42
<b>第 V 章</b>	<b>整備目標の設定</b> .....	<b>45</b>
<b>第 VI 章</b>	<b>計画推進に向けて</b> .....	<b>47</b>
1.	推進体制の整備 .....	47
2.	実施状況の継続的な点検 .....	47
3.	計画の周知 .....	47



# 第1章 計画策定の趣旨

## 1. 計画策定の背景

わが国では、すべての子どもの幸福を図るために、児童憲章が昭和26年（1951年）に制定され、子どもは人として尊ばれ、社会の一員として重んぜられ、よい環境のなかで育てられるとされています。また、世界的な動きとしては、国連において「児童の権利に関する条約」（以下「子どもの権利条約」という。）が採択され、わが国では平成6年（1994年）に批准しています。

### 子どもの権利条約

1989年(平成元年)、国連総会において、子どもの権利条約が全会一致で採択され、わが国も1994年(平成6年)に締結しました。

子どもの権利条約は、54条で構成され、その主な内容は、次のとおりです。

- ◆18歳未満のすべての子どもを対象とします。
- ◆子どもが、人種、性、出身などで差別されてはなりません。
- ◆子どものために何が最も大切かを考えなければなりません。
- ◆保護者は子どもを守り、指導する責任があります。
- ◆子どもは自分のことについて自由に意見を述べて、自分を自由に表現することができます。
- ◆子どもは暴力や虐待といった、不当な扱いから守られなければなりません。

一方で、近年、わが国では少子化が急速に進み、子どもと家族を取り巻く環境が変化していることに対応するため、平成6年（1994年）に「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」、平成11年（1999年）には「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」、平成13年（2001年）には「仕事と子育ての両立支援策の方針について」に基づく「待機児童ゼロ作戦」等の少子化対策を進めてきました。しかしながら、少子化が進行しており、少子化の流れを変えるために、平成15年（2003年）7月に次世代育成支援対策推進法を制定し、平成17年度（2005年度）から平成26年度（2014年度）までの10年間に集中的に次世代育成支援を総合的に進めることにしました。また、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、平成18年（2006年）6月に、少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定されました。さらに、平成19年（2007年）2月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定方針が決定され、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」、「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み）を「車の両輪」として、同時並行的に取り組んでいくことが必要不可欠であるとしています。

八尾市においても、就学前児童を対象とした「八尾市エンゼルプラン（八尾市児童育成計画）」（平成 8 年度（1996 年度））の策定、小学生から 18 歳未満までの子どもを対象とした「八尾市エンゼルプラン（第二期児童育成計画）」（平成 9 年度（1997 年度））の策定、「八尾市乳幼児すこやかプラン（八尾市児童育成計画）」（平成 13 年度（2001 年度））の改定、「八尾市次世代育成支援行動計画（前期計画）」の策定を行い、子どもの育成と子育て支援の施策を総合的に推進してきました。しかし、八尾市も全国と同様に依然として合計特殊出生率が低下しており、子どもの数が減ってきています。また、社会情勢のめまぐるしい変化などから、市民の働き方や生活様式の多様化も進み、子どもの育成や子育て支援に関するニーズがますます変化してきています。

これらの状況に柔軟に対応し、八尾市の子どもが健やかに育つよう、これまでの次世代育成支援の施策の進捗状況やその効果等を踏まえ、八尾市における次世代育成支援を推進するために、八尾市次世代育成支援行動計画（後期計画）を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

---

この計画は、次世代育成支援対策推進法第 8 条に規定する「市町村行動計画」です。

### 【児童福祉法における保育計画について】

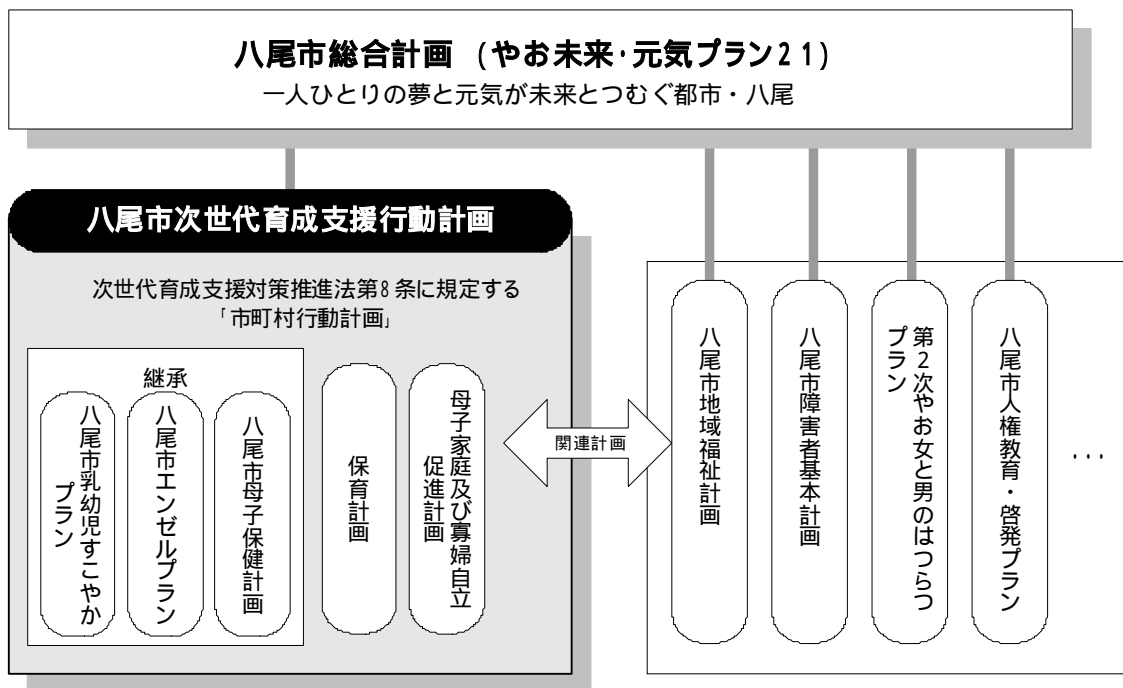
待機児童が 50 人以上の場合、児童福祉法第 56 条の 8 に規定される「保育計画」を策定することとなっています。本市においては、平成 21 年 4 月 1 日現在、待機児童は 49 人ですが、待機児童解消をめざし、保育に関する施策を総合的かつきめこまかく行っていく必要があることから、市町村行動計画と一体で保育計画を策定します。

### 【母子及び寡婦福祉法における母子家庭及び寡婦自立促進計画について】

近年、離婚率の増加等とともに、ひとり親家庭（母子家庭及び父子家庭）が増加しています。ひとり親家庭や寡婦への自立支援として身近な市町村での相談体制、親の就業支援のための諸制度等が求められています。八尾市では、ひとり親家庭や寡婦への支援を充実するために、母子及び寡婦福祉法第 12 条に規定する「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を、「市町村行動計画」と一体で策定することとします。

### 【他の既存の計画との関係について】

「八尾市総合計画」のまちづくりを目標に、「地域福祉計画」をはじめ、「障害者基本計画」、「第 2 次 やお女と男のはつらつプラン」、「八尾市人権教育啓発プラン」、「八尾市国際化施策推進基本指針」等との連携を図ります。



### 3. 計画策定の体制

計画の策定にあたっては、幅広くアンケート調査を実施する等、以下のような検討を行いました。

#### (1) 八尾市次世代育成支援に関するニーズ調査の実施

##### 調査の目的

「八尾市次世代支援行動計画（後期計画）」策定のための参考資料とするため、本市の次世代育成支援に関する現状やニーズ等について調査しました。

まず、就学前児童、就学児童がいる世帯、母子家庭を対象に、子育てに関する現状や子どもの日常の環境などについて問題点、ニーズ等を調査しました。

また、小学生、中学生、若者（15～18歳）を対象に、子ども自身の視点からの日常生活の状況や環境を調査するとともに、特に、中学生や若者（15～18歳）については、将来の就労観、結婚観、次代の親という観点で意識を調査しました。

さらに、一般市民を対象に、少子化に対する認識、子どもを取り巻く地域社会の環境に対する認識などを調査しました。

## 調査対象者、実施方法

調査対象者、実施方法については、以下のとおりです。

対象	対象者	発送・回収方法	調査時期
就学前児童	市内に居住する平成14年4月2日～平成20年12月1日に生まれた児童 2,000名を無作為に抽出し保護者へ送付	郵送発送・ 郵送回収	平成21年 1月16日 ～ 2月2日
就学児童	市内に居住する平成8年4月2日～平成14年4月1日に生まれた児童 2,000名を無作為に抽出し保護者へ送付		
小学生本人	市内の小学5年生(各学校1クラスずつ)	学校を通じて 配付・回収	
中学生本人	市内の中学2年生(各学校1クラスずつ)		
若者 (15～18歳)	市内に居住する平成2年4月2日～平成5年4月1日に生まれた市民 500名を無作為に抽出	郵送発送・ 郵送回収	
母子家庭	市内に居住し、児童扶養手当受給権者 1,500名を無作為に抽出		
一般	市内に居住する20歳以上の市民 1,500名を無作為に抽出		

## 回収状況

回収数および回収率は以下のとおりです。

対象	配布数	回収数	回収率
就学前児童	2,000	1,254	62.7%
就学児童	2,000	1,183	59.2%
小学生本人	-	893	
中学生本人	-	509	
若者(15～18歳)	500	229	45.8%
母子家庭	1,500	608	40.5%
一般	1,500	742	49.5%

## (2) 学識経験者、関係団体・機関の代表者、市民委員等からなる会議の設置等

学識経験者、関係団体・機関の代表者、市民委員等で構成される八尾市次世代育成支援推進委員の会議を設置、また、市役所内では市長を本部長とする八尾市次世代育成支援推進本部を設置し、本計画について検討しました。

## 4 . 計画対象

---

本計画は、すべての子どもとその家庭、地域、企業、行政等すべての個人及び団体を対象とします。

なお、この計画において「子ども」とは、概ね 18 歳未満とします。

## 5 . 計画期間

---

本計画は次世代育成支援対策推進法に規定する市町村行動計画の後期計画として策定します。計画期間は、平成 22 年度（2010 年度）を初年度とし、平成 26 年度（2014 年度）を目標年度とする 5 年間とします。また、内容については社会情勢の変化等を踏まえ、見直しの必要が生じた場合は、適宜見直しを行います。

## 第II章 八尾の子育てを取り巻く現状

### 1. 人口・世帯の状況

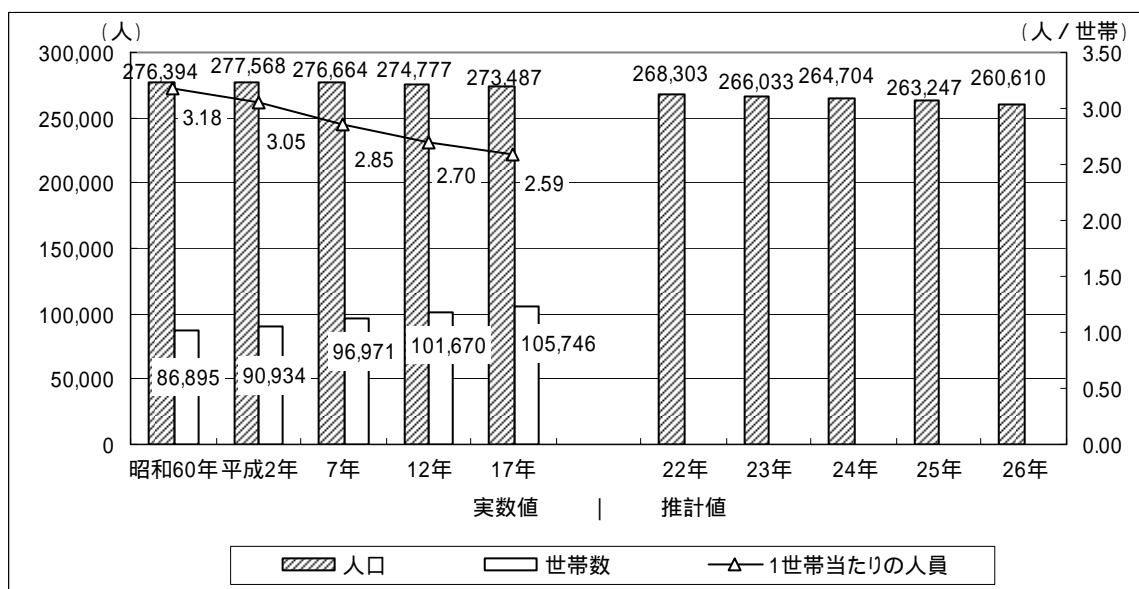
#### (1) 総人口・世帯数の推移及び将来推計

平成 17 年(2005 年)の国勢調査によれば、本市の人口は 273,487 人となっており、平成 7 年(1995 年)以降微減傾向となっています。この傾向は今後も続き、平成 22 年(2010 年)では、268,303 人、平成 26 年(2014 年)では、260,610 人と推計されます。

一方、世帯数については増加傾向で推移しており、平成 17 年(2005 年)では 105,746 世帯となっています。

また、1 世帯当たりの平均人員数は減少傾向にあり、平成 17 年(2005 年)では 2.59 人/世帯となっています。

図表1 総人口・世帯数の推移

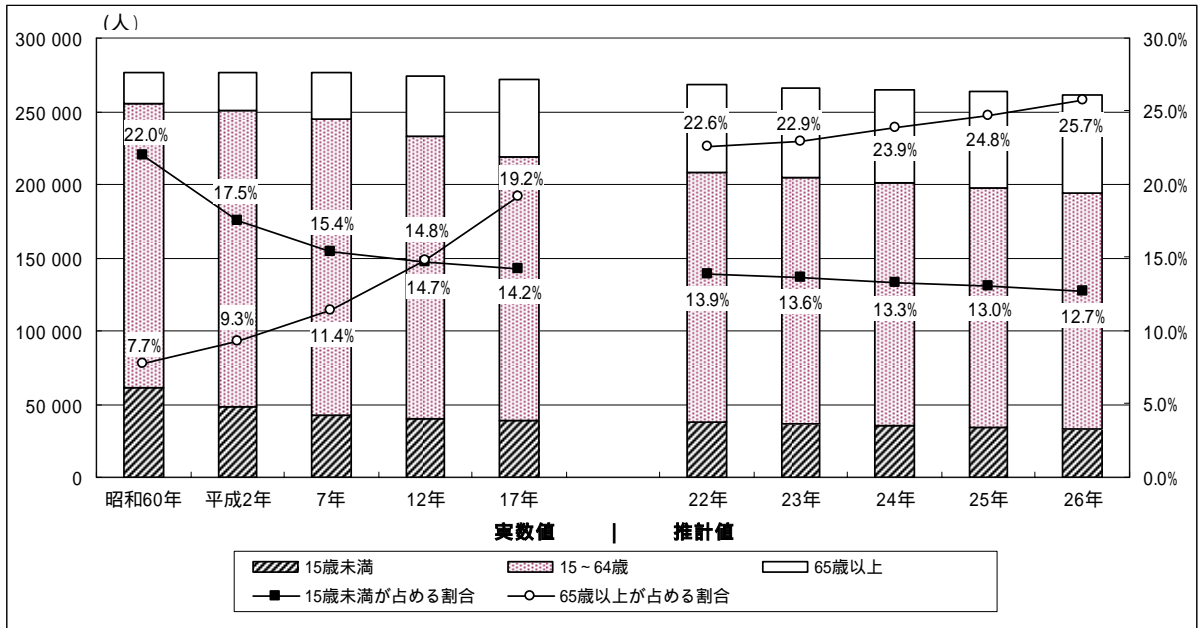


資料：国勢調査、八尾市総合計画策定プロジェクトチーム推計(平成 21 年 8 月)

#### (2) 年齢3区分別人口の推移と将来推計

本市の人口を 0～14 歳(年少人口)、15～64 歳(生産年齢人口)、65 歳以上(高齢人口)の年齢3区分で見ると、その構成比は、年少人口割合は減少する一方で、高齢人口割合は増加しており、平成 17 年(2005 年)には、年少人口が 14.2%、高齢人口が 19.2%と年少人口が高齢人口を大きく下回りました。また今後も年少人口は微減傾向にあり、平成 26 年(2014 年)では年少人口が 12.7%、高齢人口が 25.7%とますます開きが大きくなると推計されます。

図表2 年齢3区分別人口の推移と将来推計

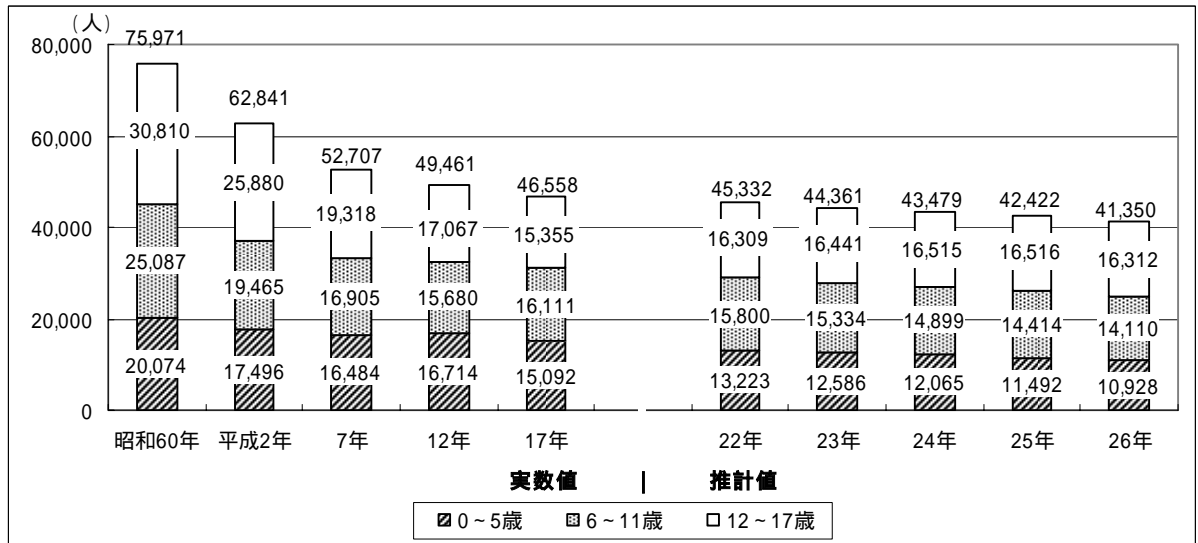


資料：国勢調査、八尾市総合計画策定プロジェクトチーム推計（平成 21 年 8 月）

### (3) 計画対象人口の推移と将来推計

本市の計画対象人口の内訳をみると、0～5歳、6～11歳、12～17歳ともに、年々減少傾向にありましたが、12～17歳は今後、平成17年に比べてやや増加し、その後ほぼ横ばいで推移するものと推計されます。一方、0～5歳、6～11歳は今後も引き続き減少傾向にあり、特に0～5歳の人口の減少傾向が大きく、平成26年（2014年）の計画対象人口は41,350人と推計されます。

図表3 計画対象人口の推移と将来推計

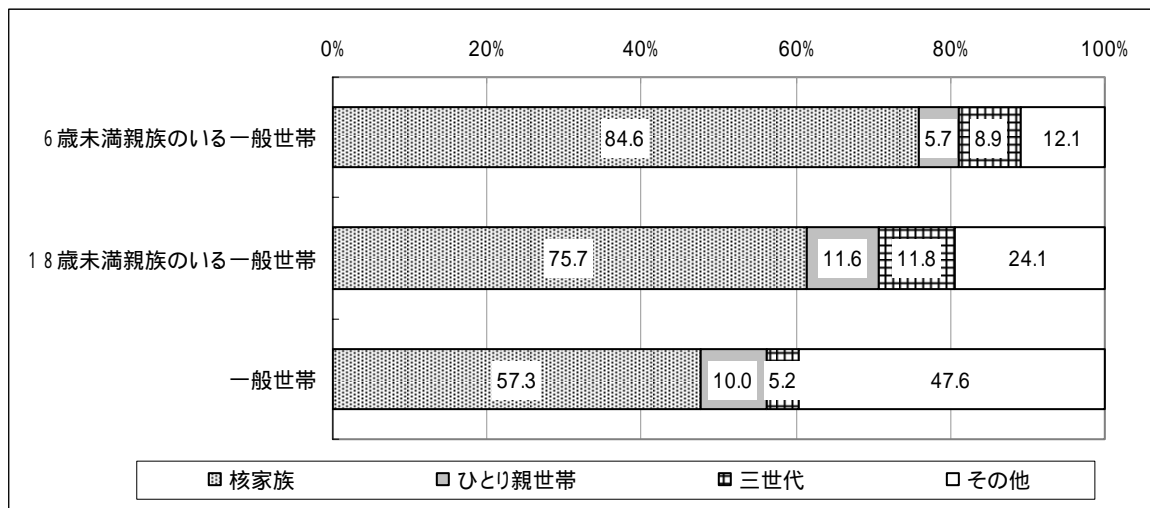


資料：国勢調査、八尾市総合計画策定プロジェクトチーム推計（平成 21 年 8 月）

#### (4) 子どものいる世帯数

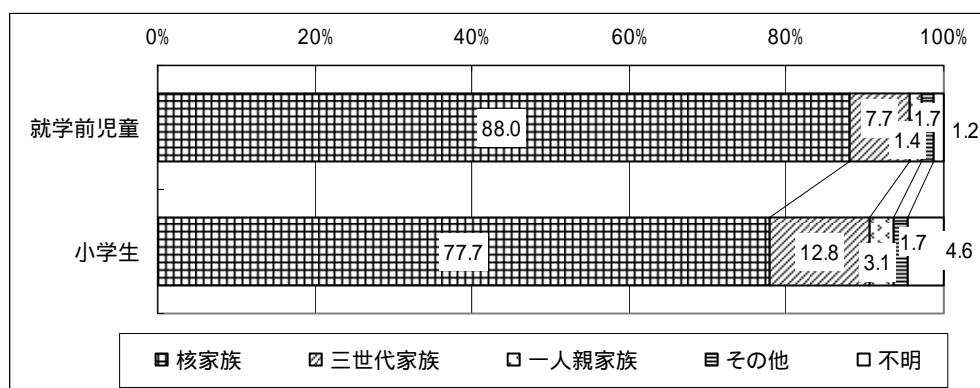
平成 17 年（2005 年）の国勢調査によれば、本市の一般世帯（総世帯数から施設等の世帯を除いたもの）である 103,960 世帯のうち、18 歳未満の子どもがいる世帯は 26,804 世帯で、全体の 25.8% となっています。そのうちの約 76% が核家族となっています。

図表4 世帯の家族類型



資料：国勢調査

図表5 (参考) 対象者の家族構成 (就学前 N=1,254, 小学生 N=1,183)



資料：「次世代育成支援に関するニーズ調査」（平成 21 年 1 月実施）

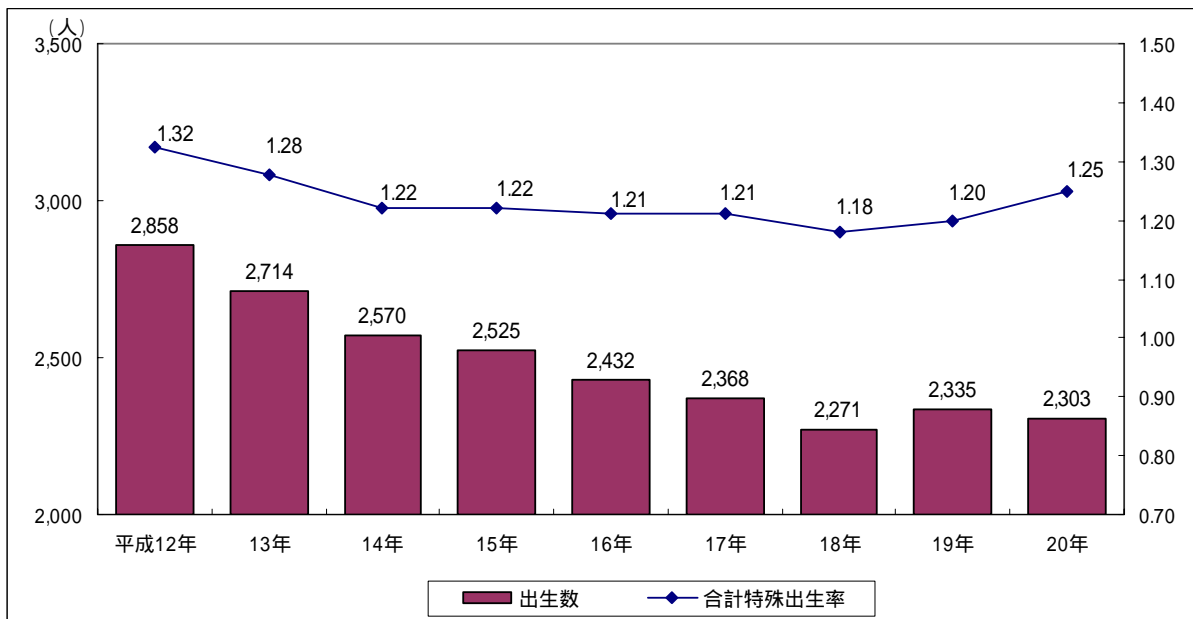
## 2. 人口動態

### (1) 出生数・合計特殊出生率

本市の出生数は、各年3千人弱で推移してきましたが、年々減少傾向にあり、平成20年（2008年）の出生数は2,303人となっています。

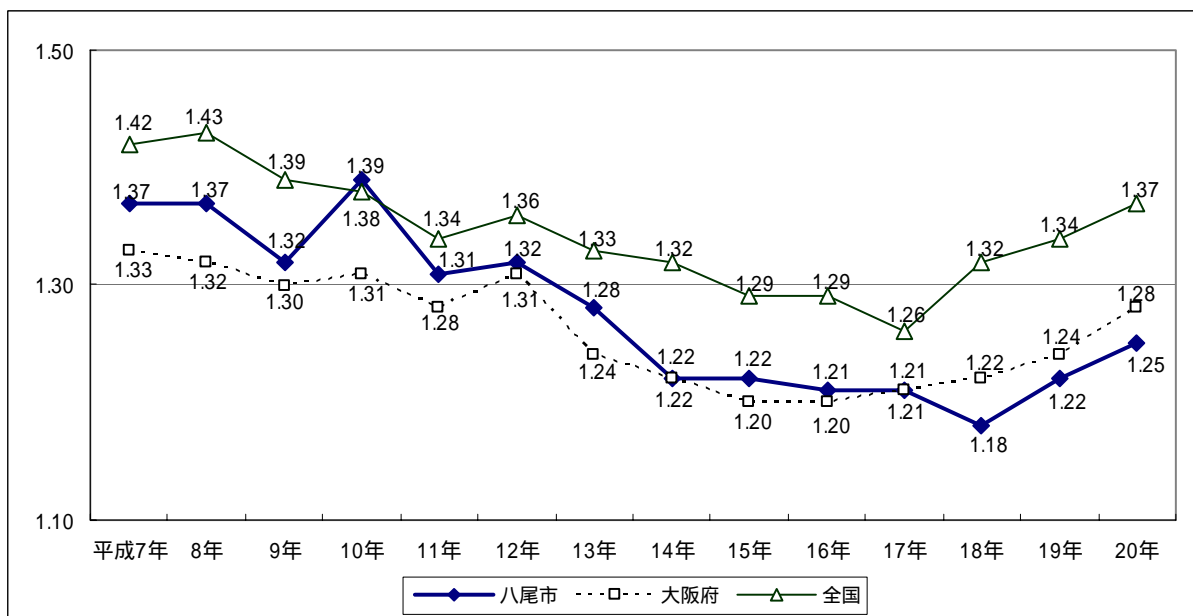
合計特殊出生率は、全国を下回るものの大阪府平均を上回って推移していましたが、平成18年（2006年）に大阪府平均を下回り、その後下回って推移しています。

図表6 出生数・合計特殊出生率の推移



資料：住民基本台帳、外国人登録

図表7 合計特殊出生率の比較

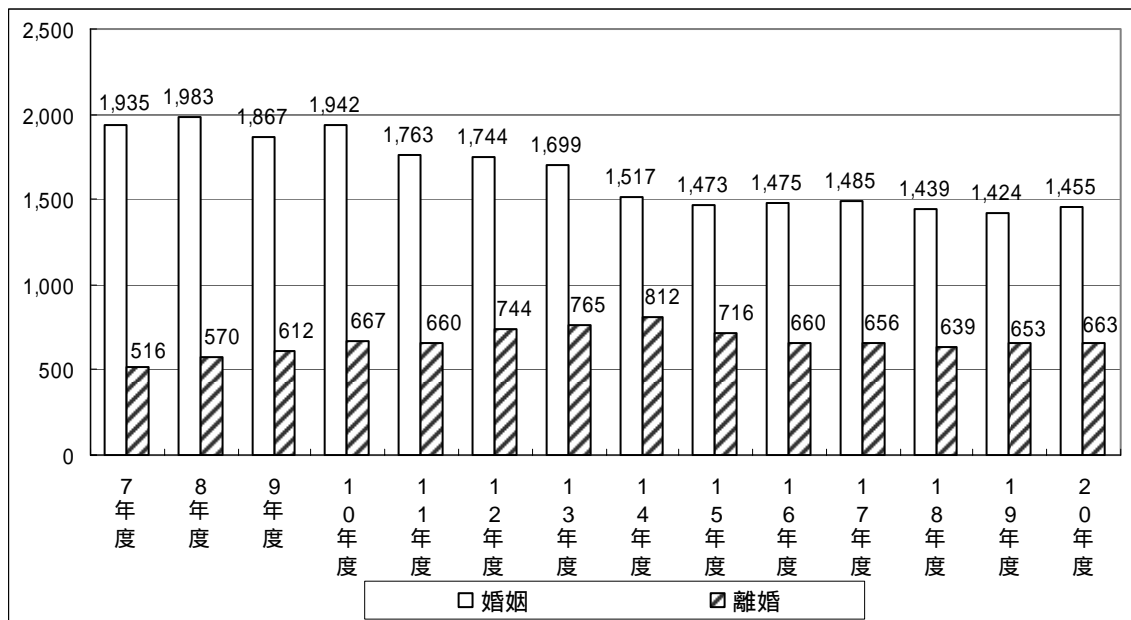


資料：人口動態統計、大阪府衛生年報、住民基本台帳

## (2) 婚姻・離婚件数の推移

本市の婚姻件数は平成10年度(1998年度)以降減少傾向にあり、平成20年度(2008年度)は1,455件となっています。一方、離婚件数は平成14年度(2002年度)をピークに減少し、平成16年度以降はほぼ横ばいで推移しており、平成20年度(2008年度)は663件となっています。

図表8 婚姻・離婚件数の推移



資料：八尾市統計書

### 3. 就業の状況

#### (1) 労働力人口

平成 17 年（2005 年）の国勢調査によれば、本市の労働力人口（15 歳以上就業者数 + 失業者数）は 132,642 人となっています。平成 12 年（2000 年）から 17 年（2005 年）への変化をみると、男女ともに労働力人口は減少していますが、特に男性の労働人口の減少が大きくなっています。

また、15 歳以上人口に対する労働力人口の割合（労働力率）は、男性 71.7%、女性 43.5%となっています。

図表9 労働力人口・労働力率

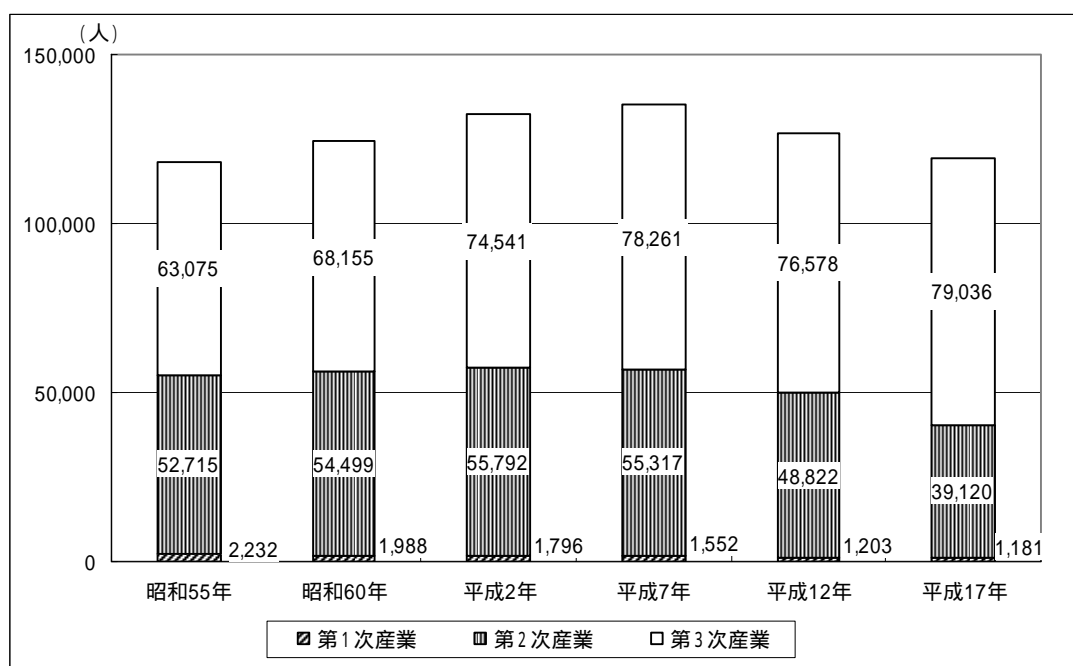
	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)		
	労働力人口	労働力人口	15 歳以上人口	労働力率
総数	138,230	132,642	232,411	57.1%
男	85,097	80,021	111,549	71.7%
女	53,133	52,621	120,862	43.5%

資料：国勢調査

#### (2) 就業者数

平成 17 年（2005 年）の国勢調査によれば、八尾市在住の 15 歳以上の就業者数は 122,028 人となっています。就業者数を産業部門別にみると、第 1 次産業 0.9%、第 2 次産業 32.1%、第 3 次産業 64.8%と、第 3 次産業の割合が高くなっています。

図表10 産業別の就業者数の推移

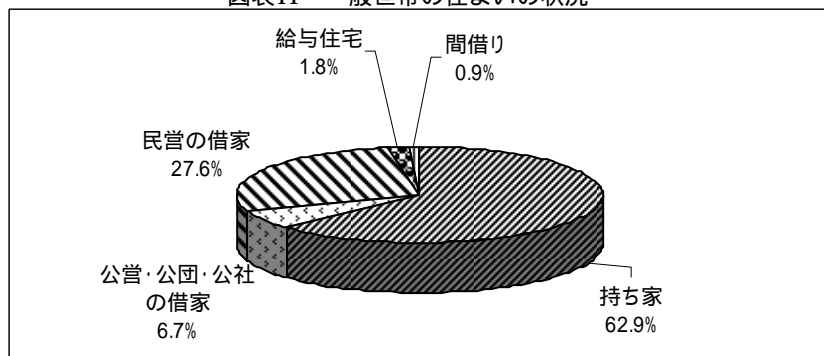


資料：国勢調査

## 4. 住まいの状況

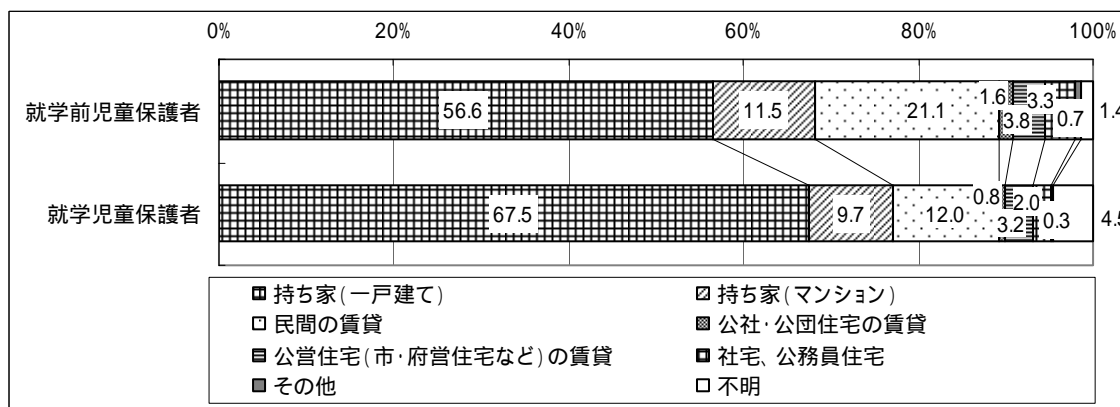
平成17年(2005年)の国勢調査によれば、住宅に住む一般世帯の居住の状況は、「持ち家」が最も多く、62.9%となっています。次いで、「民間の借家」(27.6%)、「公営・公団・公社の借家」(6.7%)となっています。

図表11 一般世帯の住まいの状況



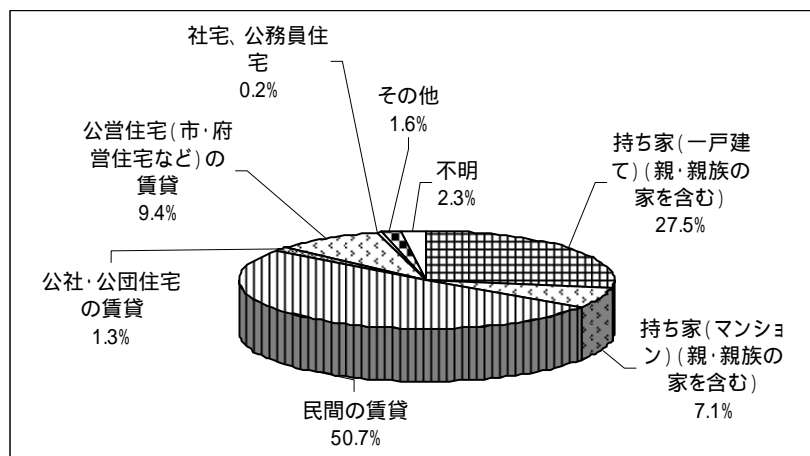
資料：国勢調査

図表12 (参考) ニーズ調査における一般世帯の住まいの状況 (就学前 N=1,254, 小学生 N=1,183)



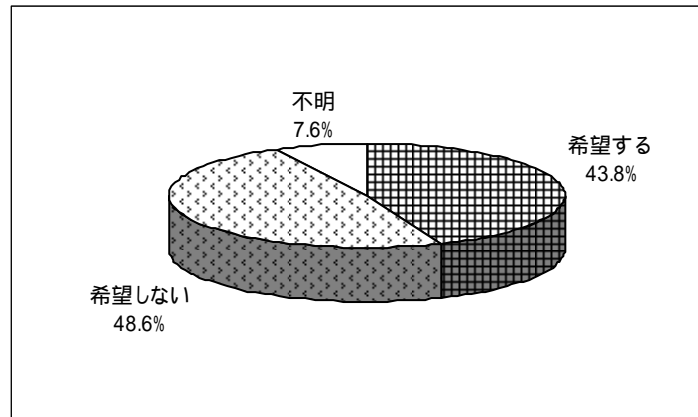
資料：「次世代育成支援に関するニーズ調査」(平成21年1月実施)

図表13 (参考) 母子家庭の現在の住まいの形態 (N=608)



資料：「次世代育成支援に関するニーズ調査」(平成21年1月実施)

図表14 (参考) 母子家庭の公営住宅への今後の入居希望 (N=537)



資料：「次世代育成支援に関するニーズ調査」(平成21年1月実施)

## 第III章 計画の理念と基本方向

### 1. 理念

本市では、すべての人の人権が尊重され、互いに他者を思いやり、支え合う気持ちと、共生の心があふれるまちづくりを進めています。

このことを踏まえ、未来に無限の夢をもった次代の社会を担う子どもが、安心して楽しく生き生きと育つことができ、また親も八尾市で子どもを生み、育てて良かった、八尾市に住んで良かったと実感できるまちになることをめざします。

基本理念

#### 「みんなでつくる子どもの未来と幸せ」

##### すべての子どもの人権が尊重されて生き生きと育ち、子どもの生きる力を育てる学校・地域づくり

すべての子どもが一人の人間として尊重され、生き生きと育つことができるまちをめざします。また、学校や地域のなかで、一人ひとりの子どもが、豊かな人間性や社会性を身につけ、自ら考える力等、子ども自身の「生きる力」を身につけられるようなまちをめざします。

##### すべての子育て家庭が安心して子育てできるしくみづくり

すべての子育て家庭が安心して楽しく、喜びと誇りをもって子育てができるようなまちをめざします。

##### 親と地域がつながり、子どもが主体的に地域にかかわり、子どもとともに親も育っていけるように地域が子育てを支援するしくみづくり

子どもが地域の一員として積極的に地域の人とかかわり、主体的に地域活動に参加できるしくみを地域の人と協働で作ります。また、「子どもを見守り支える」をキーワードに、地域のつながりを深め、子どもと一緒に親も育っていけるよう、地域全体で支えていく地域社会をめざします。

## 2 . 基本的な視点

計画策定にあたっての基本的な視点を以下の4つとしました。

### •子どもの視点

「子どもの権利条約」を尊重し、子どもの幸せを第一に考え、すべての子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮します。また、常に子どもの声に耳を傾け、子どもの心に寄り添いながら支援を行います。

### •地域全体で子育てを支援する視点

親が子育てについての責任を有するという基本的認識の下に、子育て家庭が抱える不安や悩みを軽減し、親として子育ての喜びや幸せを感じながら、ゆとりをもって子育てができるように、地域全体で子育て家庭を見守り、支援します。ここでの子育て支援とは、子どもの最善の利益を考慮し、「子育てを通して、親自身が“親”として育つように支援すること」「子どもを安心して生み、育てられる社会環境づくりを進めること」です。

### •すべての子育て家庭に対する視点

子育てと仕事との両立支援だけでなく、幅広くすべての子育て家庭に対して支援します。

### •男女共同参画社会づくりの視点

本市では、平成21年12月に「男女共同参画推進条例」を制定しました。男女が互いに人権を尊重しつつ、あらゆる分野で性別にかかわらず、一人ひとりが自立して個性と能力を十分に発揮し連帯できる地域社会づくりが求められています。子育てにおいては、固定的な性別役割分担意識をなくし、男女の職業生活と家庭・地域生活の両立を支援します。

### 3 . 市民・行政等の役割

---

次世代育成にあたっては以下のような役割が求められています。

子ども：子ども自身も、自分の権利について知るとともに、地域社会の一員として、積極的に地域活動に参加します。

家庭：子どもが健やかに育つよう、保護者が子育てについての責任を遂行します。また、家庭において、子どもが社会生活を営んでいくための基本的倫理観や基本的ルールなどを身につけることができるよう家庭での子育て力を培います。

市民：子どものいる家庭だけではなく、すべての市民が、次代を担う子どもの育成について自分の問題として捉え、その重要性について理解を深めます。子どもや子育て家庭が安心して楽しく生き生きと暮らすことができるよう、自発的に地域活動に参画する等、地域全体で見守ります。

企業：子育て家庭が仕事と家庭生活を両立でき、働きながら子育てしやすい職場づくりや雇用環境の整備を進めます。市民の一員として、子育て家庭を支援します。

行政：子どもを生み育てたいと思う家庭がそれを実現できるよう支援します。地域資源を活かして、市民と協働で次世代育成支援を進めます。

## 4 . 基本方向

---

基本理念の実現をめざすために、市民、企業、行政のパートナーシップによる次世代育成支援を推進します。次世代育成支援にかかる施策の展開の基本方向を以下のよう設定します。

### ( 1 ) 安心して子育てができるような子育て支援・保健サービスの充実

すべての子どもの権利が尊重され健やかに成長できるよう、そして、すべての家庭において保護者が安心して子育てができるよう、変化するニーズに柔軟に対応しながら、さまざまな子育て関連サービスの充実や利用者が利用しやすいサービスの提供に努めます。また、子どもの成長に応じて、切れ目のないサービスが提供できるよう、関係機関との連携を強化しながら進めていきます。さらには、子育て支援を求める家庭に対し、適切なサービスが届くよう、子育て支援サービスを子どもの発段階等に応じて体系化するとともに、情報提供や相談体制の充実を図ります。

また、安全な妊娠・出産の確保と育児不安の軽減、子どもの疾病の予防のため、子どもの健康相談や家庭訪問等の充実を図り、妊娠期から継続した育児支援を推進します。特に子育てを行う中で、保護者の多くは日々さまざまな不安を抱えています。これらの日常的な不安に関する相談から、障害・発達等の専門的な相談内容に至るまで、適切に対応できるよう、さまざまな機関が連携を図り、身近な地域で気軽に子育て相談ができ、必要に応じて専門的な助言・指導が受けられる環境整備を推進します。

その他、増加する児童虐待を減らすとともに未然に防ぐことができるよう、子どもの権利を尊重する意識の啓発を行い、地域全体で見守っていく意識の醸成を図ります。また、専門機関などとの連携を図りながら、児童虐待について相談体制の強化や相談窓口の周知徹底に努めます。

### ( 2 ) 地域で支える、地域が主体の子育てのしくみづくり

子どもの権利を尊重しながら、子どもを育てる責任は、第一義的には親にあり、その責任を遂行できるように支援していくことが必要です。そのためには、子育てを通して親として成長し、親が子育ての喜びを実感できるよう、親育ち・子育てや、子どもが社会生活を営んでいくための基本的倫理観や基本的ルールなど、その家庭の子育て力を高めるための家庭教育に関する学習機会や情報提供を充実させます。

また、地域においては、子育て家庭を支えていくといった意識が醸成されつつあり、地域で活動する人が増えています。これらの地域におけるさまざまな資源を有機的に結びつけ、多方面から子育て家庭を支援できるよう、地域で活動する人々のネットワークの強化やそれぞれの活動が活性化できるようなコーディネーターの育成など、住民が主体となった子育てを支えるしくみづくりを支援します。

さらに、子どもが積極的に地域活動に参加し、地域とのかかわりや年齢の違う子どもとのかかわり等を通じて、子ども自身も地域の一員である実感できるようなシステムづくりや意識の醸成を支援します。

そのほか、だれもが子どもの権利を大切にし、子どもの意見をききとる等、子ども自身の声を活かしたまちづくりを進めます。

### (3) 健やかでたくましく育ち、生きる力を身につけた人づくり

就学した子どもにとって学校は生活の大部分であり、学校は子育て・子育てにとっては欠かせないものであることから、八尾市教育重点目標としても「中学校区を単位とした教育コミュニティの構築」を掲げています。学校・家庭・地域が一体となった、子どもの育成が必要であり、学校は地域に密着した施設として、子どもと親がともに育つように支援していく必要があります。次代の親となり未来を担う子どもが、平和・民主主義・人権や生命を尊重する社会を担い、心豊かにたくましく生きるための資質や能力を備えた人間となるよう、長期的な視点に立った教育環境の整備を図ります。

また、子ども自身の権利を知るとともに、他者を尊重し、身近な人との信頼関係の構築を深めることができるよう、地域の育成環境の充実を図ります。

さらには、中学生には、学校や地域との連携を図りながら、職場体験の機会の提供等を通し、働くことの意味や社会の一員として生活することの意味を考えるきっかけづくりを支援します。そのほか、小さい子どもとのふれあう機会の提供等を通し、次代の親として、親になることのイメージをもつきっかけづくりを支援します。

### (4) 子どもにやさしいまちづくり

子どもが犯罪に遭わないよう地域との協働による見守りを強化し、安全で安心して子どもや子育て家庭が暮らすことができるまちづくりをめざします。また、災害に強いまちづくりと災害に強い人づくりをめざします。災害が発生したときには、地域全体で子育て家庭を支援するしくみをつくりまします。

## 5 . 重点課題

本市の次世代育成をとりまく現状や前期計画の評価を踏まえ、以下のような重点課題をまとめました。

### 子どもの権利擁護の推進

すべての子どもが、家族の状況や子ども自身の障害、国籍等に関わらず、一人の人間として尊重され、心身ともに健やかに育つことができるよう、子どもの権利を尊重する意識の啓発をはじめ、その他さまざまな事業を実施していく必要があります。本市においては、子どもの基本的な権利擁護として、児童虐待防止を目的とした事業などに取り組んでいます。しかし一方で、虐待に関する相談件数や対応件数が増えています。地域の人の虐待への関心も高まりつつありますが、実際の対応については、躊躇するといった人も多くいると考えられます。今後も引き続き、子ども自身への権利の尊重に対する意識の啓発を進めていくとともに、虐待について相談できる場のPRの強化、地域全体で見守っていくといった意識の醸成に取り組む必要があります。また、虐待に関する相談内容をみると、虐待対応の内容が複雑化してきていることから、専門機関との連携をさらに強化していくことなどが求められています。

子どもが健やかに育つよう、各種子育て関連サービスについては、おおむね順調に取り組んできました。また、母子保健事業においても各種健診や新生児訪問、予防接種など、おおむね計画通りに事業を進めてきました。しかし、利用が進まない事業があり、原因の1つとして、これらの事業が十分に周知されていないことが考えられます。また、保護者の子どもの健康や発達に関する不安や悩みは依然として大きいものとなっています。必要とされるサービスが適切に提供できるよう、他の事業と連携しながら、子育て関連サービスの充実や情報提供を図っていくことが求められています。

子どもは基本的な人権を尊重されながら、自分の意見を発言したり、活動したりすることが期待されていますが、実際は、保護者が子どもの居場所などを提供し、子どもは受け身的になる傾向があります。一方で、地域活動に関心をもって、活発に活動している子どもたちもいます。今後、子ども自身が自らの権利を知るとともに社会において期待されている役割を理解し、地域社会の一員として自覚を持ちながら活動できる機会を充実させ、子どもたちの地域活動への参加を促進するとともに、子ども自身が自発性、自立性を発揮することができる遊び場や居場所づくりの検討を行う必要があります。

子どもは社会の一員としてのさまざまな役割を期待されています。子どもの就業意

識の醸成の一つとして、中・高校生の大半が職場体験の実施を求めています。引き続き、職場体験の充実を図ることで就業意識を醸成し、将来、自分の能力を活かして、希望する職業に就くことができるよう支援を行うことが求められています。また、次代を担う人として、そして次代の親としての意識の醸成を進めていくことが重要です。

## 地域社会での子育て支援のネットワーク強化と家庭教育の再認識

主に在宅で子育てしている家庭への支援として、保育所（園）等での園庭開放やつどいのひろば事業など、地域の資源を活用したサービスを展開してきましたが、今後も、身近な地域で、就学前児童や保護者が気軽に集まって遊べる場所を、民間企業やNPOなどの地域資源を活用しながら増やしていくことが求められています。地域の中には、自分のできる範囲で子育て世帯を支援したいと考えている人がいます。その人々の思いを行動に実現できるようなきっかけづくりが重要です。また、地域全体で子育て家庭を支えていくことができるよう、既に地域で活動されている人々の横のつながりを密にし、多方面から子育て家庭を支援できるような環境づくりが必要であり、地域で活動する人々のネットワークの強化とそれぞれの活動が活性化できるようにコーディネートできる人材が求められています。

地域が子育て世帯を支援していきたいという気持ちが強くなってきています。また、親も地域にさまざまなことを期待する人が多くなっています。しかしながら、子育て世帯と地域とのかかわりが希薄化している現状にあり、地域からの支援を得にくい状況になっています。親自身が地域とどのようにかかわり、地域でどのような役割を果たすことができるかといった視点を持ち、地域とのかかわりをもう少し密にできるようなきっかけづくりが重要です。同時に、子ども自身も地域社会の一員としての役割について、考えるきっかけづくりが重要です。

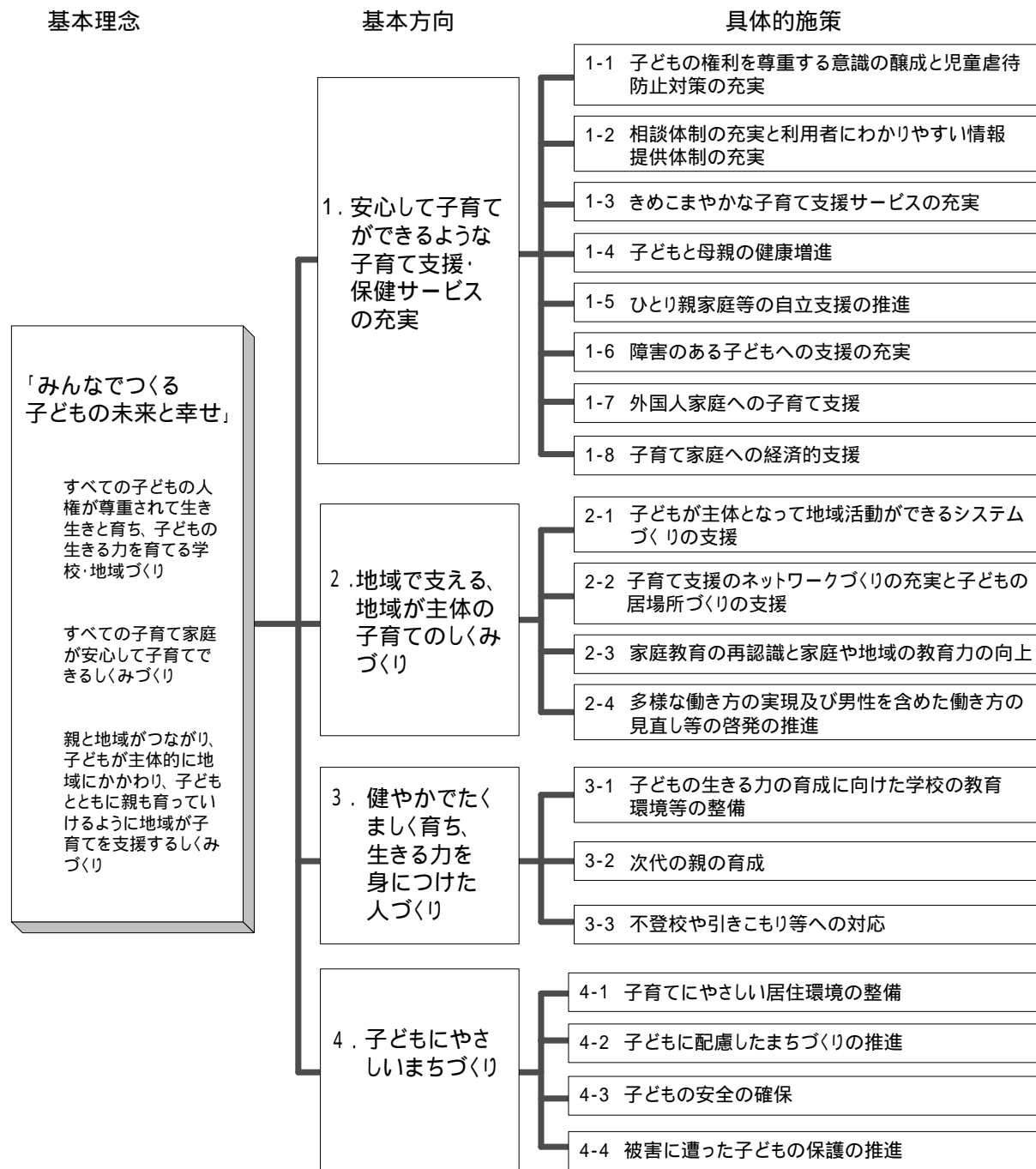
親のモラル、地域とのかかわり方などについて振り返ってもらう機会を持ち、本来の親としての役割やあり方などについて考えてもらうことも必要となってきています。また、行政や地域などが一体となって、親育ち・子育てを支える仕組みづくりが重要です。

父親が働き方について見直し、積極的に子育てや地域活動にかかわれるような働きかけが重要です。

# 第IV章 施策の展開

基本理念、基本方向を踏まえ、本市の次世代育成支援の取り組みとして、以下の施策を展開します。

【施策体系図】



# 1．安心して子育てができるような 子育て支援・保健サービスの充実

## <目標・めざす姿>

子育て関連サービスの充実を図り、すべての子どもの権利が尊重され、健やかに成長できるよう支援します。

情報提供体制や相談体制の充実を図り、必要な人に必要な情報が届くようにします。

保育サービスの充実を図るとともに、保育の質の向上に努めます。

健康診査や相談体制の充実を図り、子どもの発育・発達など、保護者の不安の解消を促します。

相談体制の充実や安定した就業支援などきめこまやかな対応を行い、ひとり親家庭の自立促進を図ります。

地域全体での見守り意識を醸成させ、児童虐待を未然に防ぎます。

## 1-1 子どもの権利を尊重する意識の醸成と児童虐待防止対策の充実

八尾市では「八尾市人権尊重の社会づくり条例」が施行されており、すべての人の人権が尊重されるために、一人ひとりが人権を行使するに当たり、自らが社会の構成員としての責任を自覚し、あたたかい心でまじわり、人間愛をもってお互いの人権を尊重し、幸せに暮らせる社会づくりに取り組んできました。また、次世代育成支援の推進においても、すべての子どもの幸せを最優先に考えて、さまざまな施策に取り組んできました。しかし、まだまだ市民全体に子どもの権利を尊重する意識が醸成されたとは言いがたい状況にあり、今後も引き続き、大人が子どもの権利を尊重し、子ども自身が自分の権利を知り、自分を守るために自らの意思を表明することができるしくみづくりや子どもの権利擁護に関する普及啓発を進めていくことが重要です。具体的には、さまざまな機会を通じて子どもの権利について考えてもらう学習会などの開

催や子ども自身も自らの身を守るという意識と実践技能の習得のため CAP(Child Assault Prevention = 子どもへの暴力防止)プログラムの学習等を引き続き推進します。

また、児童虐待件数や虐待に関する相談件数は増加傾向にあり、児童虐待の問題は深刻になっています。児童虐待は子どもの心身の成長や人格形成に大きな影響を与えるため、未然に防ぐことが重要です。そのため保護者が育児不安やストレスを解消できるように、家庭訪問を含めた相談体制の充実や、様々なサービスに関する情報提供の充実の他、子ども本人や保護者への支援を充実します。

さらには、児童虐待防止のためには行政・地域・学校園や保育所（園）等の関係機関の連携が不可欠であり、現在設置されている要保護児童対策地域協議会の機能を強化し、地域における虐待の発生予防、早期発見、家庭支援に取り組んでいきます。

< 具体的施策実現のための事業 >

(事業名称)

- ・子どもの権利条約の啓発
- ・児童虐待への対応
- ・子育て総合支援ネットワークセンター事業
- ・家庭児童相談事業
- ・教育相談事業
- ・家庭支援推進保育所事業
- ・養育支援訪問事業
- ・妊婦乳幼児健康診査事業
- ・妊産婦乳幼児訪問指導事業
- ・妊婦乳児等保健相談事業
- ・乳幼児育成指導事業
- ・人権相談事業

事業名称については、平成 20 年度時点のものです。後期計画には、事業担当課と調整のうえ平成 22 年度事業名称と事業内容を掲載いたします。(以下同じ)

## 1-2 相談体制の充実と利用者にわかりやすい情報提供体制の充実

子どもと子育てに関する相談は、子育て総合支援ネットワークセンターや教育サポートセンターをはじめ、乳幼児健診の育児相談、子育て家庭が暮らす身近な地域にある保育所（園）、幼稚園や青少年会館等さまざまところで実施しています。一方で、相談機関が多いことから、子育て家庭がどこに相談に行ってもよいかわからず、迷ったり、氾濫する子育てに関する情報の中から必要な情報を取捨選択することが難しいといった状況もみられます。

子育てに関する相談内容は多岐にわたるため専門的な助言や支援が必要となる場合

があり、子育て総合支援ネットワークセンターや教育サポートセンターが子育ての総合的な相談窓口となっていますが、保健センターや東大阪子ども家庭センター等の専門機関との密接な連携のもとで、相談体制の充実や適切な情報提供に努めます。

さらに、相談窓口以外の場所においても、利用者が必要な情報を必要な時に得られるように、情報の提供方法については、市政だより等の紙媒体だけでなく、ホームページやメール等の電子媒体も利用し、幅広く情報が伝わるよう工夫します。また、障害のある人や外国人にも必要な情報が伝わるように情報媒体や提供方法について工夫します。

< 具体的施策実現のための事業 >

(事業名称)

- ・子育て総合支援ネットワークセンター事業【再掲】
- ・家庭児童相談事業
- ・地域子育て支援センター事業（小規模型）
- ・家庭支援推進保育所事業
- ・教育相談事業
- ・保育所（園）における相談・援助
- ・幼稚園における相談・援助
- ・子育て相談・窓口対応時のコミュニケーションの支援
- ・子育て支援に関する情報提供
- ・子育て総合支援サイト「みらいねっと」
- ・キッズネットやお

### 1-3 きめこまやかな子育て支援サービスの充実 ~ 保育計画 ~

保育サービス等の利用の有無に関わらず、すべての家庭において保護者が安心して子育てができるよう、「子どもにとってなにが一番大切なのか」という子どもの目線から適切な子育て支援サービスの充実を図ります。

特に、保育所（園）や幼稚園等のサービスを利用せずに在宅で子育てをしている家庭などで、近くに親族や知人友人がいない場合には、気軽に子育ての悩みや不安を相談することが困難で孤立しがちです。その結果、子育てに対する負担感が大きく、育児の不安やストレスが高まる傾向に陥ってしまいます。身近なところで気軽に仲間づくりや日常の相談、情報交換などができ、不安を解消できるよう、交流できる場や機会の提供を行う場のPR強化に努めます。

また、保護者の就労形態が多様化するなか、仕事と子育ての両立を支援するため、保育所（園）の待機児童の解消に向けた取り組みを進めるとともに、多様な保育サー

ビスの提供（延長保育、休日保育、障害児保育、病児・病後児保育、一時預かり、幼稚園での預かり保育、放課後児童室等）を推進します。

さらには、子育てを取り巻く環境や家庭環境等の変化に伴い、保育所（園）に求められている役割が増大しており、これらに対応できるよう、国の「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」を踏まえ、保育所（園）の自己評価の促進や保育士等の資質・専門性の向上のための研修の充実、子どもの健康及び安全の確保など、保育の質の向上に取り組みます。

## 在宅で子育てしている家庭への支援の充実

< 具体的施策実現のための事業 >

（事業名称）

- ・子育て総合支援ネットワークセンター事業【再掲】
- ・養育支援訪問事業
- ・母子保健地域組織育成事業
- ・地域子育て支援センター事業（小規模型）【再掲】
- ・家庭支援推進保育所事業【再掲】
- ・幼児教育振興事業
- ・保育所（園）における在宅子育て支援事業
- ・つどいの広場事業
- ・桂青少年会館 子育て支援事業
- ・桂青少年会館 貸館事業
- ・安中青少年会館 子育て支援事業
- ・安中青少年会館 貸館事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業

## 保育所（園）・保育サービス・幼稚園・放課後児童室の充実

< 具体的施策実現のための事業 >

（事業名称）

- ・待機児童解消計画
- ・通常保育事業
- ・保育所整備事業
- ・延長保育事業
- ・休日保育事業
- ・一時保育事業
- ・簡易保育施設
- ・子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
- ・子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）

- ・病児病後児保育事業
- ・保育サービスの情報提供
- ・家庭支援推進保育所事業
- ・保育所（園）における第三者委員・苦情解決事業
- ・幼稚園の教育活動・教育環境の充実
- ・八尾市立幼稚園預かり保育事業
- ・安中青少年会館 図書指導事業（出前絵本の会）
- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童室事業）
- ・ファミリー・サポート・センター事業【再掲】

## 1-4 子どもと母親の健康増進

子どもを生み親になるときには、親は喜びとともにさまざまな不安を感じます。そのため安心して妊娠・出産できるようにきめこまやかな支援が必要です。安全で快適な妊娠・出産を確保するため、医療機関等との連携を図りながら早期に支援が必要な人を把握し、妊娠中から出産後まで一貫した健康管理ときめこまやかな子育て支援の体制づくりを進めます。

また、子どもの誕生とともに、親が子育てを円滑にスタートし、安心して子育てができるよう、乳幼児健康診査をはじめ、健康相談・訪問指導、予防接種事業、小児医療体制等の保健・医療の充実を進めるとともに、支援が必要な子どもや保護者に対しては、それぞれの子どもの発育段階に応じて適切なサービスを実施し、子どもや保護者の健康増進を図ります。特に、出産後間もない時期の親は精神的・肉体的な負担を抱えていることが多いことから、家庭訪問による相談や育児支援・家事支援により、親の負担軽減を図ります。

さらには、すべての子どもが健やかに成長することができるよう、乳幼児期から思春期まで子どもの成長に応じ、食に関する学習の機会や情報提供を実施し、安心して子どもを育てる環境づくりを進めます。

### 母子保健の充実

< 具体的施策実現のための事業 >

（事業名称）

- ・妊婦乳幼児健康診査事業
- ・妊産婦乳幼児訪問指導事業
- ・妊婦乳児等保健相談事業
- ・市立病院母親教室(ラマーズ教室含む)
- ・地域子育て支援センター事業「マタニティ&ベビー」
- ・母子栄養管理事業

- ・助産施設への入所制度
- ・乳幼児育成指導事業
- ・母子健康手帳交付事業
- ・予防接種事業

### 小児医療体制の推進

< 具体的施策実現のための事業 >

(事業名称)

- ・小児救急診療事業
- ・小児医療
- ・特定呼吸器疾病予防回復事業
- ・休日急病診療所事業

### 食育の推進

< 具体的施策実現のための事業 >

(事業名称)

- ・「食」に関する教育のサポート
- ・学校教育における栄養指導
- ・保育所(園)における食育の推進
- ・保健センターにおける食育の推進
- ・地域子育て支援センター事業「マタニティ&ベビー」【再掲】

### 思春期保健対策の充実

< 具体的施策実現のための事業 >

(事業名称)

- ・定期健康診断・薬物乱用防止教育研究事業及び保健安全教育の推進
- ・エイズ教育
- ・喫煙や薬物・飲酒の防止等に関する教育
- ・こころの悩み等に関する教育

## 1-5 ひとり親家庭等の自立支援の推進 ~ 母子家庭及び寡婦自立促進計画 ~

離婚、死別、未婚等、ひとり親家庭等になる理由はさまざまですが、ひとり親家庭等になることは珍しいことではなく、特別な存在ではありません。ひとり親家庭等は

一つの家族形態であり、多様な生き方を認め、ひとり親家庭等への理解と人権の尊重が必要です。

ひとり親家庭等の自立支援の推進にあたっては、子どもの幸せを第一に考え、親自身の努力を基本とし、ひとり親家庭等の生活の安定と経済的自立を支援するための具体的な対応策が必要です。具体的には、ひとり親家庭等が安心して子どもを育て就労できるよう、さまざまな子育てサービスの充実を図るとともに、安定した仕事に就いて自立できるよう職業能力を身につける機会の提供などの支援を行います。また、必要な情報が適切に届くように、ひとり親家庭等への支援・サービス等に関する情報の集約と発信にも努めるとともに、相談においては各家庭の事情を詳しくききとり、その家庭に最適な支援・サービスをコーディネートし、本人が選択できるよう、きめこまやかな対応に努めます。

その他、親への支援だけでなく、子どもの視点にたち、親との離別や死別を経験した子どもの心に大人が寄り添い、必要な心のケアを行っていきます。

### 相談体制の整備

< 具体的施策実現のための事業 >

(事業名称)

- ・母子自立支援員の配置
- ・子育て総合支援ネットワークセンター事業【再掲】
- ・女性相談事業
- ・家庭児童相談事業【再掲】
- ・こころの悩み等に関する教育【再掲】
- ・家庭の教育機能総合支援事業

### 保育サービスの充実

< 具体的施策実現のための事業 >

(事業名称)

- ・ひとり親家庭の子どもの保育所(園)への優先入所
- ・ひとり親家庭保育支援事業
- ・待機児童解消計画【再掲】
- ・通常保育事業【再掲】
- ・延長保育事業【再掲】
- ・休日保育事業【再掲】
- ・一時保育事業【再掲】
- ・簡易保育施設【再掲】
- ・子育て短期支援事業(ショートステイ事業)【再掲】
- ・子育て短期支援事業(トワイライトステイ事業)【再掲】

- ・病児病後児保育事業 【再掲】
- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童室事業）【再掲】
- ・ファミリー・サポート・センター事業【再掲】

### 就労・生活支援サービスの充実

< 具体的施策実現のための事業 >

（事業名称）

- ・母子家庭等日常生活支援事業
- ・母子家庭自立支援給付金事業
- ・地域就労支援事業（職業能力開発事業）
- ・地域就労支援事業（コーディネーター活動推進事業）
- ・地域就労支援事業（雇用就労創出事業）
- ・児童扶養手当
- ・ひとり親家庭医療費公費負担制度
- ・母子生活支援施設への入所
- ・母子緊急一時保護制度
- ・母子寡婦福祉資金貸付制度

## 1-6 障害のある子どもへの支援の充実

障害の程度にかかわらず、配慮を要し、支援を必要とする子どもが、他のすべての子どもと同じように地域の中で健やかに育つことができる環境づくりが重要であり、市民一人ひとりが障害に関する正しい理解と知識を深めるよう、啓発・教育を進めていきます。

また、障害のある子どもの自立を支援するために、早期療育に努めるとともに、一人ひとりのライフステージに応じた適切な療育や福祉サービス、教育等を提供します。さらには、気軽に相談できるような相談システムの充実や、多様化する障害に対する相談への対応ができるよう、関係機関との連携を強化します。

< 具体的施策実現のための事業 >

（事業名称）

- ・介護給付事業・地域生活支援事業
- ・保育所（園）での障害児保育の実施
- ・知的障害児通園事業（八尾しょうとく園）
- ・肢体不自由児通園事業（いちよう学園）

- ・ 外来訓練事業（いちょう学園）
- ・ 外来保育事業（いちょう学園）
- ・ 園開放事業（いちょう学園）
- ・ 子育て総合支援ネットワークセンター事業【再掲】
- ・ 障害児就園・就学相談事業
- ・ 市立学校園（幼稚園・小学校・中学校）での障害教育の実施
- ・ 特別支援教育推進事業
- ・ 市立学校園（幼稚園・小学校・中学校）での介助員の配置
- ・ 障害教育振興事業
- ・ 放課後児童健全育成事業（放課後児童室事業における障害児の受け入れ）
- ・ 特別児童扶養手当
- ・ 在宅重度心身障害者（児）介護手当
- ・ 障害児福祉手当
- ・ 重度障害者（児）医療費公費負担制度

## 1-7 外国人家庭への子育て支援

本市では、多くの外国人が子育てをしています。文化や言葉の違いがあるなかで子育てしていくためには、さまざまな支援が必要とされています。特に、日常生活における諸手続きや相談等の際に、外国人保護者が円滑に意思疎通できるように通訳等の支援の充実に努めます。また、子どもは学校や保育所（園）等で、自らの文化のアイデンティティをもって生き生きと過ごし、学び、育つことができるように、日本語学習をはじめとする支援を行います。

< 具体的施策実現のための事業 >

（事業名称）

- ・ 子育て相談・窓口対応時のコミュニケーションの支援【再掲】
- ・ 家庭支援推進保育所事業【再掲】
- ・ 自立支援通訳の学校への派遣
- ・ 国際理解教育事業
- ・ 国際理解教育振興事業

## 1-8 子育て家庭への経済的支援

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童手当、乳幼児医療費の助成等を国・大阪府の動向を見ながら、引き続き実施していきます。

< 具体的施策実現のための事業 >

(事業名称)

- ・ 児童手当
- ・ 乳幼児医療費公費負担制度
- ・ 就学援助事業
- ・ 奨学金事業
- ・ 私立幼稚園就園奨励費
- ・ 私立幼稚園就園助成費
- ・ 児童扶養手当【再掲】
- ・ ひとり親家庭医療費公費負担制度【再掲】
- ・ 助産施設への入所制度【再掲】
- ・ 特別児童扶養手当【再掲】
- ・ 在宅重度心身障害者（児）介護手当【再掲】
- ・ 障害児福祉手当【再掲】
- ・ 重度障害者（児）医療費公費負担制度【再掲】

〔施策推進のための指標〕

	指標項目	平成21年度見込	平成26年度目標
1	待機児童数	49人	0人
2	虐待通告件数のうち、要保護児童対策地域協議会の関係機関からの通告件数割合	65.0%	70.0%
3	就学前人口における保育所入所人数の割合	28.5%	38.0%
4	小学校1～3年生の総人口における放課後児童室入室人数の割合	25.5%	30.6%
5	高等技能訓練促進費給付件数の割合	21件	25件

## 2 . 地域で支える、地域が主体の 子育てのしくみづくり

### < 目標・めざす姿 >

子どもが積極的に地域活動に参加し、子ども自身も地域の一員であると実感できるようなシステムづくりをすすめます。

家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実を図り、親育ち・子育てを支援します。

地域におけるさまざまな資源を有機的に結びつけ、子育て支援の地域活動を活性化させます。

企業や労働者だけでなく、一般市民に対して、仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の実現についての意識啓発を進め、子育て世帯の働き方の見直しや地域活動へのかかわりなどについて考えるきっかけづくりに努めます。

### 2-1 子どもが主体となって地域活動ができるシステムづくりの支援

最近の子どもは、地域の人とのかかわりや年齢の違う子どもとのつきあいが希薄化しています。子ども自身が、社会において期待されている役割を理解し、積極的に地域活動に参加し、子ども自身も地域の一員であると実感できるようなシステムづくりをすすめます。特に小さい子どもにとっては、最初の地域活動の場が、子ども会であることから、その活性化を図るとともに、子どもが積極的にボランティアをはじめとするさまざまな地域活動に参加できるよう支援を行います。

#### < 具体的施策実現のための事業 >

(事業名称)

- ・すくすく子ども地域活動支援事業
- ・青少年健全育成事業
- ・子ども会育成事業

## 2-2 子育て支援のネットワークづくりの充実と子どもの居場所づくりの支援

子育て家庭においては、身近な地域で子育てに関する相談をしたり、他の子育て家庭と交流できる場を求める人が多いことから、各保育所(園)や幼稚園、つどいの広場等、身近なところで交流できる機会を提供します。

また、このような身近な地域での交流の場を含め、地域においては子育て家庭を支えていくといった意識が醸成されつつあり、地域で活動する人が増えています。これらの地域におけるさまざまな資源を有機的に結びつけ、多方面から子育て家庭を支援できるよう、地域で活動する人々のネットワークの強化やそれぞれの活動が活性化できるようなコーディネーターの育成など、住民が主体となった子育てを支えるしくみづくりを支援します。

さらには、子どもがのびのびと遊び、仲間とのコミュニケーションができるよう、また地域の人と出会って新しい人間関係を創りだしていけるように、子どもや保護者、地域の人々が公園や学校等地域の資源を活かしながら居心地のよい場所や遊び場を作り出していくことに対して、支援していきます。また、子どもが安全に遊べるよう、地域の人々の見守り活動などの活性化を促進します。

### < 具体的施策実現のための事業 >

(事業名称)

- ・すくすく子ども地域活動支援事業【再掲】
- ・青少年健全育成事業【再掲】
- ・子ども会育成事業【再掲】
- ・子育て総合支援ネットワークセンター事業【再掲】
- ・子育てサークルへの支援
- ・子育て総合支援サイト「みらいねっと」【再掲】
- ・地域子育て支援センター事業(小規模型)【再掲】
- ・保育所(園)での在宅子育て支援事業【再掲】
- ・幼児教育振興事業【再掲】
- ・地域の読み聞かせボランティア育成事業
- ・すくすく子ども地域活動支援事業【再掲】
- ・青少年健全育成事業【再掲】
- ・子ども会育成事業【再掲】
- ・PTA活動支援事業
- ・学校体育施設開放事業(小学校・中学校)
- ・社会体育振興事業
- ・八尾市立障害者総合福祉センター
- ・地区集会所整備促進事業

- ・小学校区集会所整備事業
- ・子育て支援ひろば「わらべ」
- ・子育て支援広場「はとぼっぼ」
- ・高齢者ふれあい農園
- ・桂青少年会館 教室・講座事業
- ・桂青少年会館 貸館事業【再掲】
- ・桂青少年会館 低学年育成事業
- ・安中青少年会館 教室・講座事業
- ・安中青少年会館 低学年育成事業
- ・安中青少年会館 移動教室
- ・青少年ボランティアの養成
- ・青少年講座
- ・青少年センター講座
- ・キッズネットやお【再掲】
- ・八尾市地域子ども教室推進事業
- ・自然体験事業

## 2-3 家庭教育の再認識と家庭や地域の教育力の向上

子どもの権利を尊重しながら、子どもを育てる責任は、第一義的には親にあり、親としての責任を遂行できるように支援していくことが必要です。そのためには、子育てを通して親として成長し、親が子育ての喜びを実感できるよう、親育ち・子育てや、子どもが社会生活を営んでいくための基本的倫理観や基本的ルールなど、その家庭の子育て力を高めるための家庭教育に関する学習機会や情報提供を充実させます。具体的には、乳幼児健診やPTA活動等の機会を活用した学習機会の提供、地域での自主活動の活性化を行う等、さまざまなメニューから学習や活動機会が得られるよう、取り組んでいきます。

さらに、家庭における子育てや教育の問題についての意識を共有する場を提供し、子育てを地域全体の課題として子育て支援に取り組み、地域の教育力の向上を促進します。

< 具体的施策実現のための事業 >

(事業名称)

- ・家庭教育学級事業
- ・育児大学事業
- ・家庭の教育機能総合支援事業【再掲】

- ・ファミリー・サポート・センター事業【再掲】
- ・文化財保存活用整備事業
- ・史跡心合寺山古墳の管理運営事業
- ・歴史民俗資料館の管理運営事業

## 2-4 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等の啓発の推進

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画型の子育てについて啓発を進めます。

また、人々のライフスタイルも多様化しており、個々のニーズに応じて、仕事と家庭、地域活動などの生活が両立できる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向け、市内の企業・事業所・地域に対する働きかけや情報提供等の強化に取り組めます。

< 具体的施策実現のための事業 >

（事業名称）

- ・男女共同参画社会づくりの推進
- ・啓発・相談（勤労者法律相談・勤労市民だより発行）
- ・地域就労支援事業（職業能力開発事業）【再掲】
- ・地域就労支援事業（コーディネーター活動推進事業）【再掲】
- ・地域就労支援事業（雇用就労創出事業）【再掲】

〔施策推進のための指標〕

	指標項目	平成21年度見込	平成26年度目標
1	子ども会への加入率	38.2%	向上
2	子育て総合支援ネットワークセンターへ登録したサークル数と参加親子数	サークル数 95団体 参加親子数 1,200組	サークル数 100団体 参加親子数 1,225組
3	ファミリー・サポート・センター事業における登録会員数と利用件数	登録会員数 1,290人 利用件数(のべ) 5,300件	登録会員数 1,340人 利用件数(のべ) 6,300件
4	ワークライフバランス実現に向けた男性向け子育て支援講座の参加人数	0(未実施)	100人

< 参考指標 >

	平成17年度 (国勢調査)	平成27年度目標 (国勢調査)
雇用者における女性の割合	41.0%	向上

### 3．健やかでたくましく育ち、 生きる力を身につけた人づくり

#### <目標・めざす姿>

長期的な視点にたった教育環境の充実を図り、子どもの人権意識の醸成や子どもの生きる力を育てます。

さまざまな活動や環境を通じて、身近な人との信頼関係を深め、自分自身の権利を知り、他者への思いやりの心を醸成します。

職場体験や小さい子どもとのふれあいなどを進め、次代の親となる意識を醸成します。

#### 3-1 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

子ども自身の人権意識の醸成や「生きる力」を育成するため、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着、自ら学び・自ら考える力等の確かな学力の育成、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性をはぐくむための心の教育の充実、たくましく生きるための健康や体力の維持・増進、子ども一人ひとりに応じたきめこまやかな指導の充実、外部人材の協力による学校の活性化等の取り組みを引き続き推進します。そのために、各教科等で知識・技能を活用する場面を増やし、総合的な学習の時間では自分で課題を設定して解決する学習や、教科横断的な学習を引き続き行います。

さらに、児童・生徒が安心して小中学校、特別支援学校に入学し、充実した学校生活を送ることができるよう、保育所や幼稚園、小中学校、特別支援学校など、中学校区単位での連携・交流の強化に努めます。

また、学校施設の耐震化をはじめ、施設・設備の充実に努め、安全で安心できる教育環境を整備します。

「生きる力」を身につけるための学校教育等の充実

< 具体的施策実現のための事業 >

( 事業名称 )

- ・ 人権基礎教育の推進
- ・ 「人権を大切に作る心を育てる」保育推進事業
- ・ 指導方法の工夫・改善のための授業研究の推進（八尾市学力向上推進事業等）
- ・ 子どもの心に響く道德教育の充実
- ・ 総合学習等教育改革支援事業
- ・ 読書推進援助事業
- ・ 学校図書館活用推進事業
- ・ 生徒指導対策事業
- ・ 技術・家庭科の授業の推進
- ・ 健康に関する教育の推進
- ・ 学校体育研究助成・教員実技研修事業
- ・ 学校評議員の設置
- ・ 教職員資質向上推進事業
- ・ 教職員の評価・育成システム
- ・ 総合的教育力活性化事業【再掲】
- ・ 学校施設整備事業
- ・ 学校園安全対策支援事業

子どもの国際理解への推進

< 具体的施策実現のための事業 >

( 事業名称 )

- ・ 国際理解教育事業【再掲】
- ・ 国際理解教育振興事業【再掲】
- ・ 英語教育推進事業
- ・ 国際教育プログラム
- ・ 友好都市上海市嘉定区との青少年交流団派遣・受入事業
- ・ 国際理解の推進

環境や福祉を学ぶ機会の提供

< 具体的施策実現のための事業 >

( 事業名称 )

- ・ 環境美化活動推進事業
- ・ 環境保全活動支援事業
- ・ 環境啓発の推進

- ・環境啓発（教育）事業
- ・障害者（児）との交流事業
- ・世代間交流事業

### 3-2 次代の親の育成

次代を担う子どもが、小さいころから、働くことの意味や社会の一員として生活することの意味を考えることが重要です。そのため、小学校高学年から高校生にかけて、段階的・系統的に進路や就労について考える機会を提供し、自らの個性や適性などを理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てていきます。また、そのため、職場体験、インターンシップ（就業体験）等を通じて実社会を身近に感じ、職業観や自分の適性を知るきっかけを提供します。

八尾市には全国有数の「ものづくりのまち」という特徴があり、「ものづくり」を通じて働くことへの理解を深める取り組みを行います。

また、次代の親として、大人も子どもも男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義について考えるきっかけを提供していきます。具体的には、中学生、高校生等が、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所（園）、幼稚園等を活用し、就学前児童とふれあう機会を広げていきます。

< 具体的施策実現のための事業 >

（事業名称）

- ・男女共同参画社会づくりの推進【再掲】
- ・技術・家庭科の授業の推進
- ・中学生、高校生が乳幼児とふれあう機会の提供
- ・職業体験学習
- ・小学生対象の消費者教育事業（こども消費者教室）
- ・「ものづくり」や商いと次代を担う小学生等の交流事業
- ・学校・企業・行政ネットワークによる「ものづくり」への理解の推進

### 3-3 不登校や引きこもり等への対応

様々な要因により不登校や引きこもり等の問題を抱えている子どもについての相談は、保護者からの相談とともに、子ども自身が自ら悩みを相談できるように、学校や教育サポートセンター、大阪府東大阪子ども家庭センターなど他機関との連携を図り、

総合的な相談や支援ができるようにします。また、これらの相談窓口等の情報を必要とする保護者と子どもに届くような情報提供を推進します。

さらには、自治会や子ども会等の地域の活動団体や民生委員児童委員などと連携を図りながら、それらの子どもの居場所づくりや、見守り、家庭支援の体制づくりを進めます。

< 具体的施策実現のための事業 >

(事業名称)

- ・さわやかルーム運営事業
- ・教育相談事業【再掲】
- ・スクールカウンセラー配置事業
- ・家庭の教育機能総合支援事業【再掲】
- ・家庭児童相談事業【再掲】

〔施策推進のための指標〕

	指標項目	平成21年度見込	平成26年度目標
1	いじめの認知件数(千人あたりの件数)	2.2件 (20年度実績)	減少
2	不登校の出現率(千人率)	10.5% (20年度実績)	減少

## 4 . 子どもにやさしいまちづくり

### < 目標・めざす姿 >

子育て家庭が安心・安全に利用できる公共施設や良好な住環境等の整備を進めるとともに、地域との協働による見守り強化などにより、子どもや子育て家庭が安全で安心して暮らせるようにします。

#### 4-1 子育てにやさしい居住環境の整備

安心して子育てできるように、ファミリー世帯向け特定優良賃貸住宅への入居、子育て世帯に配慮した市営住宅への入居を進めるとともに、ホームページ等による各種の情報提供の充実に努めます。

##### < 具体的施策実現のための事業 >

(事業名称)

- ・大阪府特定優良賃貸住宅の情報提供
- ・市営住宅ストック総合改善事業
- ・多様なニーズに対応する住情報の提供
- ・シックハウス対策
- ・改修等における校舎・園舎のシックハウス対策

#### 4-2 子どもに配慮したまちづくりの推進

子どもの視点、子育てしている保護者の視点に立って、子育て家庭が安心・安全に利用できる公共施設づくりを進めるとともに、公共交通機関等のバリアフリー化を促進します。

また、子どもが犯罪等の被害に遭わないように、道路や公園等における防犯灯等の整備を進めるとともに、公共施設や公園等における防犯上の死角を減らします。

さらに、子どもの健全育成を図るため、青少年の健全な育成に配慮した地域における自主的な取り組みを支援するとともに、警察等の関係機関との連携を強化します。

また、地域においても有害環境に対して関心を高めてもらえるよう、有害環境に関する意識啓発を進めます。

< 具体的施策実現のための事業 >

(事業名称)

- ・社会環境づくり
- ・交通安全施設等整備事業
- ・都市計画道路整備事業
- ・公園整備事業(既設公園)
- ・公共施設の子育てバリアフリー化の推進
- ・地域安全推進事業(防犯灯整備促進事業)

### 4-3 子どもの安全の確保

子どもを交通事故から守るために、保育所(園)や幼稚園、学校等において、それぞれの年齢に応じた交通安全教室の充実を図り、子どもの交通安全意識が高まるように取り組みます。

一方、日常生活の中において子どもを犯罪から守るため、警察等と連携を図りながら、地域での見守り、「子ども110番の家」の協力拡大、地域パトロール活動の展開等、地域の自主的な防犯活動の促進や地域活動がより活性化するためのコーディネーターを配置します。また、地域の人や子どもが一体となった地域全体の防犯意識の向上を促進します。さらに、地域の危険な場所等の情報提供や子どもに関する犯罪の発生情報の速やかな提供等情報提供体制の充実を図ります。

そのほか、火災に対する防火啓発や地震・台風等の自然災害に備えた防災に強いまちづくりと人づくりを推進します。特に、就学前児童は災害時要援護者(いわゆる災害弱者)であり、子育て家庭を地域で見守る体制が必要です。子どもに対しては、防火・防災に関する知識の啓発を進めます。

< 具体的施策実現のための事業 >

(事業名称)

- ・交通安全啓発事業
- ・交通安全教育推進事業
- ・交通安全啓発・教育事業
- ・地域安全推進事業(防犯速報)
- ・地域安全推進事業(地域安全推進会議)
- ・地域安全推進事業(防犯パトロール)
- ・安全緊急対策事業

- ・防犯教室
- ・学校園安全対策推進事業
- ・「子ども110番の家」の推進事業の支援
- ・防災啓発事業

#### 4-4 被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪被害や人権侵害に遭った子どもの心のケアのため、関係機関と連携し、子どもや保護者へのカウンセリング等の支援を行います。

< 具体的施策実現のための事業 >

(事業名称)

- ・教育相談事業【再掲】
- ・スクールカウンセラー配置事業【再掲】
- ・家庭児童相談事業【再掲】
- ・女性相談事業【再掲】

〔施策推進のための指標〕

	指標項目	平成21年度見込	平成26年度目標
1	街頭犯罪の発生件数	3,502件 (20年度実績)	3,100件
2	交通事故件数 (15歳以下でかつ中学生以下)	119件 (20年度実績)	減少

## 第V章 整備目標の設定

以下の事業について平成 26 年度（2014 年度）の目標を設定します。

### 【保育サービス】

事業名	平成 21 年度（2009 年度） 見込み	平成 26 年度（2014 年度） 目標事業量
通常保育	入所児童数 4,054人 (施設数 31 箇所)	入所児童数 4,150人 (施設数 32 箇所)
延長保育	実施箇所数 31 箇所	実施箇所数 32 箇所
休日保育	実施箇所数 2 箇所	実施箇所数 3 箇所
放課後児童健全育成事業 (放課後児童室事業)	利用定員 2,480人 施設数 29 箇所	利用定員 3,110人 施設数 29 箇所
一時保育	実施箇所数 22 箇所	実施箇所数 25 箇所
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	実施箇所数 3 箇所 (市外 2 箇所含む)	実施箇所数 3 箇所 (市外 2 箇所含む)
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	実施箇所数 1 箇所	実施箇所数 1 箇所
病児・病後児保育事業	病児病後児対応型 2 箇所	病児病後児対応型 2 箇所 体調不良児対応型 12 箇所
地域子育て支援拠点事業	ひろば型 9 箇所 地域子育て支援センター(小規模型) 5 箇所	現在検討中
ファミリー・サポート・ センター事業	実施箇所数 1 箇所(本部)	実施箇所数 1 箇所(本部)

【母子保健】

事業名と指標			平成 21 年度 (2009 年度) 見込み	平成 26 年度 (2014 年度) 目標
妊婦乳幼児 健康診査事業	4 か月児 健診	受診率	93.0%	97.0%
		把握率	99.8%	100.0%
	1 歳 6 か月児 健診	受診率	93.0%	97.0%
		把握率	99.5%	100.0%
妊産婦乳幼児 訪問指導事業	新生児訪問	件数	650件	700件
妊婦乳児等 保健相談事業	両親教室	受講延べ人数	800人	1,200人
	乳児相談	参加延べ人数	1,300人	1,500人

【予防接種】

事業名と指標		平成 21 年度 (2009 年度) 見込み	平成 26 年度 (2014 年度) 目標
B C G	接種率	93.0%	98.0%
ポリオ	接種率	95.0%	98.0%
日本脳炎	接種率	5.0%	85.0%
第 2 期ジフテリア	接種率	50.0%	50.0%
麻しん・風しん	接種率	83.0%	95.0%
3 種混合	接種率	95.0%	98.0%
2 種混合	接種率		

## 第Ⅵ章 計画推進に向けて

### 1．推進体制の整備

---

次世代育成支援に関する事業の推進にあたっては、市役所内の関係部局の連携が重要です。次世代育成支援は0歳から概ね18歳までの子どもを対象としていることから、切れ目のない一貫した支援や取り組みが必要であり、特に、教育・福祉・保健の連携は必要不可欠です。市役所内では八尾市次世代育成支援推進本部を設置し、部局の枠を超えて、総合的な体制の下で次世代育成支援を行うという観点から、各部局での取り組み等の情報を共有し、八尾市全体で次世代育成支援を推進します。

学識経験者、関係団体・機関の代表者、市民委員等で構成される、八尾市次世代育成支援推進委員の会議を設置し、毎年、計画の進行管理を行います。

次世代育成支援の推進は各種サービスの充実だけではなく、各地域における自主的な取り組みが重要です。また、子ども自身の考えや声を反映していく必要があることから、行政と地域が協働し、子どもの視点で次世代育成支援を推進していきます。

### 2．実施状況の継続的な点検

---

次世代育成支援対策推進法の規定により、この計画に基づく事業の実施状況等を少なくとも年に1回は公表することが必要です。行政評価を活用し、効率的に各事業の実施状況を把握し、市政だより「やお」や八尾市ホームページ等を用いて公表していきます。

計画期間中（平成22～26年度（2010～2014年度））に計画の内容の変更が必要となる場合には、変更内容について公表します。

### 3．計画の周知

---

この計画に基づき、八尾市全域で次世代育成支援を推進するために、市政だより「やお」やホームページだけでなく、学校や企業等さまざまな機関と協力をしながら幅広い媒体を用いて、広く市民に計画の趣旨などがわかりやすく伝わるように努め、行政、市民、企業が一体となって取り組みます。